



最近の相談事例から

札幌市医師会顧問弁護士 佐々木 泉 顕
弁護士・医師 福田 友 洋
弁護士 土田 慧

【事例】

私は、A内科医院の院長をしておりますが、ホームページを一新しようと考へ、ホームページの制作を行うB社と打ち合わせを行い、A内科医院のホームページの制作を依頼しました。

B社との打ち合わせの際、ホームページの開設にあたって、サーバーも必要となるとのことでしたので、同時にサーバーのリース契約も締結しました。リース会社はC社となっており、リース料は引き落としてC社に支払っていました。サーバーの保守管理は、B社が行うこととなりました。

はじめのうちB社はホームページ制作を進めていたようですが、途中から制作が滞るようになり、ついには制作がストップし、B社とも全く連絡がつかなくなってしまいました。また、B社が行っていたサーバーの保守管理も行われていません。

B社に制作してもらうことは断念し、異なる業者に依頼したいのですが、ホームページの制作契約やサーバーのリース契約の料金の支払いを含め、どのように対応すればよいでしょうか。

【回答】

個々の契約での取り決め内容に従う必要がありますが、B社とのホームページの制作契約については、一定期間内に完成をさせるよう催告し、その期間内に完成されなければ契約解除の通知をすることが考えられます。また、ホームページ制作の料金の支払いをお止めして構いません。

他方、サーバーのリース契約については、B社ではなくC社との間での契約となりますので、リ

ース料の支払いはお止めせず、C社とリース契約の取扱いについて協議する必要があります。

【解説】

最近、医療機関のホームページ制作を多く行っている業者が音信不通となり、【事例】のようなご相談が複数寄せられております。ホームページの制作を行う業者の経営状態の悪化が窺われますし、連絡がつかず交渉がままならないことや、リース契約それ自体には目立った不備がないといった点から、被った損失の完全な回復は難しいことが否めませんが、そのような状況において採りうる対応について解説致します。なお、本稿は、一般的にみられる契約内容を前提としております。個別の契約内容によっては本稿とは異なる対応が必要となる場合がありますので、ご留意ください。

1 ホームページの制作契約について

(1) 契約の解除について

B社によるホームページの制作の継続が期待できる場合は、B社に期限内の完成を促したり、制作料金の減額等の交渉を行う余地がありますが、本件のように全く音信不通となった場合、契約の解除を検討せざるを得ません。

ホームページの完成時期の定めがない場合、又は完成時期の定めがありその期間を経過している場合には、相当期間内に完成させるよう請求（催告）し、その相当期間内に完成がない場合にはホームページの制作契約を、履行遅滞を原因として解除することができます。

また、B社に対して月賦等で料金を支払っている場合、契約解除後に返還を求めることな

るので、お支払いをお止めして構いません。

(2) 解除後の契約関係について

ホームページ制作契約において支払った代金については、契約の解除後、返還するよう請求することが考えられます。

契約解除後、B社において制作作業が完了していた部分については、そのデータの引渡しを求めることが考えられます。

もっとも、その完成部分については、B社としても対価の支払いを請求できますので、支払った代金の返還額との間で差し引きが生じますし、B社の制作部分を他の業者が引き継いで制作を継続できるかどうかという問題もあります。また、ホームページのレイアウト、文章等の著作権の帰属について契約書上、不明確である場合、B社から著作権侵害を指摘されるリスクがないわけではありません。したがって、B社の制作部分については無価値であるとして、受領を拒否することが得策といえる場合もございます。

(3) B社への通知方法

B社への郵便物が受領されなかったり、電話がつながらない、直接の面談も出来ないなど手を尽くしても全く連絡がつかない場合、公示による意思表示（公示送達）という方法があります。これは、裁判所に申立を行い、裁判所の掲示板及び官報等に通知内容を掲示し、掲載後2週間経過した時点で、その通知が相手方に到達したとみなす制度です。

B社が全く音信不通となってしまった場合には、この方法により、契約の解除や既払い代金の返還請求を行うことが考えられます。

2 サーバーのリース契約について

(1) 一般的な契約内容

「リース契約」といってもその内容は様々ですが、本件のようなサーバーのリース契約は、

ユーザー（A内科医院）自身がサーバーを購入する代わりに、リース会社（C社）がサーバーを購入し、その代金相当額をユーザー（A内科医院）がリース会社に対して月々支払うことを内容とするものが一般的です¹。

このようなリース契約では、以下の内容の条項が設けられることが通常です。

- ①中途解約ができない。
- ②リース物件の代金相当額のリース料を支払う。
- ③リース物件の保守・修繕はユーザーが行う。
- ④リース物件の不具合（瑕疵）や不可抗力による損傷・滅失に関してリース会社は免責される。
- ⑤月々のリース料の支払いがされなかった場合、リース会社は残額を一括請求できる。

(2) サーバーリース契約の対応

A内科医院としては、B社との間でのホームページ制作契約があることを前提として、それに必要であるため、C社との間でリース契約を締結したところ、ホームページ制作が全く進まないので、リース契約も同時に終了したいと考えております。

しかし、あくまでリース契約はA内科医院とC社との間で締結されたものです。確かに、B社の説明を受けて、リース契約を締結したという経緯はありますが、契約の相手方は異なりますし、このリース契約がホームページの制作に当たり、不可欠の契約とまでは言えませんので、両契約は別個の契約と評価される可能性が高いといえます。

したがって、ホームページ制作契約でのB社の制作の遅れを理由として、C社との間でのリース契約を解除することは難しいと考えられます。

また、B社がサーバーの保守管理をしなくな

¹ ファイナンス・リースと呼ばれます。

ったとしても、上記③「リース物件の保守・修繕はユーザーが行う」ものとして、A内科医院の責任で保守管理をしなければならず、B社はA内科医院がすべき保守管理を代行していたにすぎません。C社との関係では、B社が保守管理を行わなくなつたとしても、そのことをもってリース契約の解除を主張することは難しいと考えられます。

(3) 契約書その他書類の確認

本件のような事案では、リース会社であるC社の担当者と直接面談せずに、B社を介してリース契約の書面が交わされることがあります。そのため、A内科医院としては、C社とリース契約をしたのではなく、B社とリース契約をしたとの認識を持つこともあり得るところです。

また、リース契約の契約内容に関しては、①中途解約ができないことや、③リース物件の保守・修繕はユーザーが行わなければならぬことを認識していなかったということもあり得るところです。

しかしながら、一般的にはリース契約書にリース会社名や契約条項が明記されており、また重要事項説明書や確認書等、認識に齟齬がない旨の確認書面への記名押印を求められますので、認識に齟齬があったとして争うことは容易ではありません（医療法人は「事業者」にあた

るため、消費者関連法の保護を受けることも困難です）²⁾。

(4) 採りうる対応

B社に対し連絡をとることができ交渉が可能であれば、B社に対して、A内科医院がC社に支払っているサーバーのリース料の負担を求める交渉を行う余地はあります。もっとも、B社が音信不通となっている場合、このような交渉を進めること自体不能となっています。

しかし、C社は、B社にリース契約締結の仲介を依頼しておりますし、サーバーの保守管理に関してもC社はB社がいることを前提としていたといえます。B社の債務不履行を理由として、C社の法的責任を追及することは難しいところですが、C社はB社を介して便益を得ていたことも踏まえ、契約の継続や残リース額の支払い等に関して柔軟な対応をするよう求めて交渉を行うという対応が考えられます。

リース料に関しては、リース契約上は、⑤月々のリース料の支払いがされなかつた場合、リース会社は残額を一括請求できるとの規定があることが通常ですので、リース料の支払いを停止した場合、リース会社から一括請求を受けてしまうおそれがあります。リース会社の了承がない段階では、支払いの停止は控えていただく必要があるといえます。

²⁾ リース契約書では、文字が小さかったり、薄くて読みにくい場合がありますので、書面の念入りなチェックが必要です。